

NPO法人松江音楽協会 ボランティア会員規約

(規約の目的)

第1条 この規約は、NPO法人松江音楽協会(以下「協会」)の会員規程に定めるボランティア会員について、各種運用方法を規定するものです。

(会員)

第2条 この会員は「松江音楽協会ボランティア会員」(以下、「ボランティア会員」)と称し、この規約を承諾し入会した個人をいいます。

(目的)

第3条 ボランティア会員は、協会の主催又は共催する催事にボランティアとして運営に協力すること、またボランティア会員相互の交流を図ることを目的とします。

(入会)

第4条 ボランティア会員に入会するときは、所定の「ボランティア会員申込書」(以下「申込書」)を協会に提出する必要があります。

2 中学生以下の入会はお断りします。

(会員資格期間)

第5条 ボランティア会員が資格を有する期間は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとします。

2 ただし、年度の途中で入会した場合は、入会した日の属する月の1日とします。

3 会員資格期間は、退会を申し出ない限り1年毎に自動延長するものとします。

(入会金及び年会費)

第6条 新たに入会を申し込んだときは、入会金として1,000円を協会に支払うものとします。ただし、理事長の承認により入会金を免除することがあります。

2 年会費は無料とします。

3 入会金の支払い方法は、現金及び口座振込から選ぶことができます。

(1) 現金の場合

申込書に添えて窓口でお支払いください。

(2) 口座振込の場合

指定する口座にお振込みください。なお、振込手数料は会員の負担とします。

4 既納の入会金を返還することはできません。

(会員証)

第7条 入会した会員には所定の会員証(以下「会員カード」という。)を交付します。

2 会員カードは、会員本人の署名をもって効力が発生するものとします。

3 会員カードは、他人に貸与、譲渡、名義変更、担保提供することはできません。

4 会員カードの紛失、盗難、破損等があった場合は、

直ちに協会に届け出なければいけません。協会は、届け出を受理し、会員カードの権利を停止します。

5 紛失又は盗難、その他の事由により会員カードを他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

6 会員は、第4項の事由により会員カードの再発行を申し出ることができます。この場合、手数料として200円(税込)を協会に支払うものとします。

(特典)

第8条 協会は、傷害保険(スポーツ安全保険)の加入を通じて、ボランティア活動における傷害事故に対し保障を行います。

2 ボランティア会員は、第9条及び第10条によりポイント制度を利用することができます。

(ポイント付与)

第9条 ボランティア会員は、協会が定めたボランティア活動に参加することでポイントが付与されます。

2 ポイントの付与には、ボランティア会員ご本人による会員カードの提示が必要です。会員カードの提示がない場合は、ご本人であることが特定された場合のみポイントを付与します。

3 ポイントは、会員資格期間中に付与され、会員資格期間終了後は付与できません。

(ポイント利用)

第10条 ボランティア会員は、プラバホールにおいて、協会が定めた商品又はサービスの代金支払い時に、獲得したポイントを、代金の一部として(1ポイント=1円換算で)利用することができます。

(1) 主催公演のチケット購入時

ご購入1回につき300ポイント(10ポイント単位)から利用できます。

(2) プラバホールで開催される公演のチケットを購入した時

ご購入1回につき300ポイント利用できます。

(3) 施設利用料の支払い時

プラバホールの施設を利用した代金について、1団体につき1回1,000ポイント(100ポイント単位)から利用できます。

(ポイントの有効期限)

第11条 当該年度(4月1日~翌年3月31日)に貯めたポイントの有効期限は、翌年度3月31日までとします。

(個人情報の取り扱い)

第12条 協会は、会員への各種サービスを目的として、ボランティア会員の属性情報及び利用情報等を収集・保有できるものとします。

2 協会は、収集・保有した個人情報を目的以外に使

NPO法人松江音楽協会 ボランティア会員規約

用しません。

3 協会は、収集・保有した個人情報保護し、厳重に管理する責務を負います。

4 ボランティア会員は、協会からの各種情報提供を受けることを承諾したものとします。

(届出事項の変更等)

第13条 会員は、氏名、住所、電話番号、預金口座等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちにその内容を協会に届ける必要があります。

2 前項の届け出がないために生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(資格喪失)

第14条 ボランティア会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第15条 ボランティア会員を退会するときは、協会に退会届を提出し会員カードを返却する必要があります。

2 ただし、前条第2項の事案においては会員カードの返却は必要ないものとします。

(除名)

第16条 ボランティア会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名することができます。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 虚偽の申告があったとき。

(3) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(免責)

第17条 協会は、ポイント制度に係る管理システムの運用において、サービス運用維持のために最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータ等の障害による運用の中断・遅滞・中止・データの損失、ポイント利用に関する障害、その他本サービスに関してボランティア会員に生じた損害について、当協会に重大な過失があった場合を除き、協会は一切の責任を負わないものとします。

(規約の変更)

第18条 本規約を変更する場合には、協会は、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用するものとします。

2 最新の規約及び変更しようとする規約は、協会事務所、若しくはホームページ等により告知します。

附 則

- 1 この規則は、平成27年5月1日から施行します。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から施行します。
- 3 この規約は、平成30年2月24日から施行します。